

熊本県土砂災害警戒情報における暫定基準の見直しについて

平成28年4月14日および4月16日に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震により、震度5強以上を観測した市町村では、地盤の緩みを考慮し、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準について、通常基準を引き下げた暫定基準で運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、土砂災害発生状況と降雨の状況並びに土砂災害危険箇所等の点検結果等を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。今般、これらを検討した結果、下記のとおり土砂災害警戒情報の暫定基準を見直すこととしますのでお知らせします。

暫定基準を継続する市町村については、平成29年の梅雨期から台風期を経た後、あらためて見直しを行います。

また、土砂災害警戒判定メッシュ情報^{*}についても、今回の暫定基準を反映した判定結果となるため、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

記

- 1 暫定基準を変更する日時
平成29年4月27日13時
- 2 暫定基準の変更内容
 - (1) 暫定基準を廃止して通常基準とする地域
山鹿市、長洲町、玉東町、甲佐町、小国町、南小国町、高森町、上天草市、天草市東部
 - (2) 暫定基準8割を継続・適用する地域
熊本市、玉名市、和水町、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、嘉島町、益城町、御船町、西原村、八代市西部、宇土市、宇城市、氷川町、美里町、山都町西部、阿蘇市、南阿蘇村、産山村、芦北町

※土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報を補足する情報です。詳細については、以下を参照してください。

熊本県統合型防災情報システム 土砂災害危険度情報：

<http://www.bousai.pref.kumamoto.jp/GmnDsp.exe?M90A0SON1P16>

気象庁HP：<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

本件に関する問い合わせ先

熊本県河川港湾局砂防課（電話 096-333-2553）

熊本地方気象台（電話 096-324-3283）

